

給与支払報告書の提出について

市の税務行政につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、給与支払報告書は市民税・県民税・森林環境税の税額計算を行う上で大変重要な資料です。本紙及び別紙をよくお読みになって、正確な給与支払報告書の提出をお願いします。

また、黒石市では、所得税を源泉徴収する義務のある事業主の方を市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定し、特別徴収の実施をお願いしています。そのため、原則として全従業員を特別徴収する必要があります。事業所の希望により、普通徴収を選択することは出来ませんので御注意ください。

【提出期限】

令和7年度（令和6年分）の給与支払報告書の提出期限は**令和7年1月31日（金）必着**です。

※課税事務の都合上、**令和7年1月17日（金）**までの提出に御協力をお願いします。

【提出対象者】

令和6年中に給与等を支払った方全員分（退職者、パート、アルバイト、季節雇用等を含む。）です。

- ・令和7年1月1日現在の在職者については給与の支払額の多少にかかわらず、全て提出が必要です。
- ・令和6年中の退職者については、支払額が30万円を超える方は提出が義務付けられています。30万円以下の方の提出義務はありませんが、適正課税のため提出に御協力をお願いします。

※所得税の源泉徴収税額がない方や、年末調整をしていない方、個人で税務署へ確定申告される方などの分も提出が必要です。

【給与支払報告書の提出】

- 1 給与支払報告書（総括表）
- 2 給与支払報告書（個人別明細書）
- 3 仕切り紙

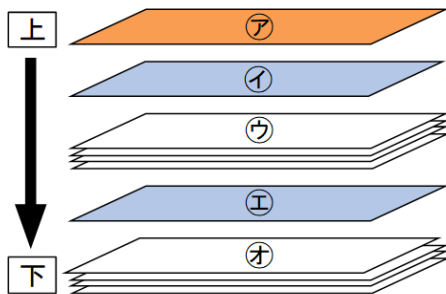
提出先は、給与所得者の令和7年1月1日現在における住所地の市区町村です。

- ・住所地が黒石市である方については、裏面の【提出先】に郵送又は持参してください。
- ・年の途中で退職された方は、退職時の住所地の市区町村に提出してください。

※電子申告（エルタックス等、以下「電子申告」という。）を御利用の場合、紙による給与支払報告書（総括表、個人別明細書）及び仕切り紙の提出は不要です。しかし、電子申告で普通徴収とする方がいる場合、注意していただく点がありますので、詳しくは別紙「市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について」を御確認ください。

＜提出時の留意点＞

一束にして御提出ください。



※左上をクリップ又はホッチキス等で留めてください。

- － ① 給与支払報告書（総括表）
- － ② 仕切り紙① 特別徴収者用
- － ③ 給与支払報告書（個人別明細書：特別徴収者分）
- － ④ 仕切り紙② 普通徴収への切替理由書
- － ⑤ 給与支払報告書（個人別明細書：普通徴収者分）

- ⑦について 給与支払報告書（総括表）の記載要領を確認の上、記入してください。
- ①・②について 特別徴収・普通徴収の各個人別明細書の先頭に、必ず仕切り紙をはさんでください。また、各仕切り紙にはそれぞれの徴収区分の人数の合計を記入してください。
- ③・⑤について 給与支払報告書（個人別明細書）の記載要領を確認の上、記入してください。（2枚複写及び3枚複写の1番上の用紙が市町村提出用です。）

※令和6年度（令和5年分）の給与支払報告書を電子申告以外で提出した事業者には、総括表及び仕切り紙を同封しておりますので、必要に応じて使用してください。なお、総括表及び仕切り紙は黒石市のホームページにも掲載しております。

【特別徴収税額通知の電子化に関して】

1. 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）での受取が始まりました。

令和6年度から、特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データについても、提供を開始しています。
なお、電子データでの受取は選択制となりますので、従来通り書面による受取も可能です。
次のいずれかを選択できます。

- ① 紙（正本）を郵送で受け取る。
- ② 電子データ（正本）を eTAX で受け取る。

2. 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）が廃止されました。

令和6年度から、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、「電子データ（副本）と書面（正本）」での送付が廃止となりました。
次のいずれかを選択できます。

- ① 紙（正本）を郵送で受け取る。
- ② 電子データ（正本）を eTAX で受け取る。

【受取方法の選択について】

給与支払報告書を eTAX により提出する特別徴収義務者用は、提出する際に特別徴収税額通知の受取方法を設定してください。

受取方法は特別徴収義務者用及び納税義務者用にそれぞれ設定することができます。

(1) 電子データ（正本）を選択した場合

- ・ eTAX で特別徴収税額通知データ（正本）を送信します。書面による通知は送付しません。
- ・ 電子データを取得する際に使用するパスワードを通知するため、必ずメールアドレスの設定もお願いします。
また、納税義務者用の電子データ受取で希望する場合、「受給者番号」の入力が必須となります。

(2) 書面（正本）を選択した場合

- ・ 書面で特別徴収税額通知（正本）を送付します。電子データによる通知は送付しません。

詳しい設定方法等については、eTAX のホームページを御覧になるか、使用している電子申告システムを提供している事業者等に御確認ください。

【書面又は光ディスクにより提出する場合】

給与支払報告書を書面又は光ディスクにより提出する特別徴収義務者へは、特別徴収税額通知を書面で送付します。この場合、電子データでの受取は選択できませんので御注意ください。

【定額減税に関する事項の記載について】

令和6年分所得税について、定額による所得税の特別控除（以下「定額減税」という。）が実施されています。
給与所得者の方に対する定額減税は、令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収減税額からその時点の定額減税を控除した上で、年末調整の際にその時点の定額減税額に基づいて精算する方法で行われます。

定額減税の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

定額減税額は、本人30,000円、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき30,000円となります。

上記に伴い、給与支払報告書の「摘要」欄に定額減税に関する事項の記載が必要となります。

記載方法については5ページをご覧になるか、国税庁HPをご確認ください。

【提出先】

〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町2番地1
黒石市役所わのまちセンター 2階
黒石市役所 税務課 住民税係
電話：0172-52-2111（代表）